

# 研究助成募集要項

(個人研究の部)

公益財団法人 栗林育英学術財団

## 1. 趣 旨

助成金は、学術文化の研究調査に従事しているものに対しその研究調査を奨励し、学術の振興をはかり、もって社会の発展と福祉に寄与することを目的として給付します。

## 2. 対 象 者

助成の対象は、北海道において農学及び関連する分野に関し、各種開発の基礎となる学術の研究を行う個人とします。

- イ 研究調査の範囲は自然科学的調査。
- ロ その他当財団が認めたもの。

## 3. 助成金の額

- イ 個人研究の額は30万円を限度とします。
- ロ 旅費は1/3を超えないこととします。

## 4. 助成金給付の時期

助成金は、9月末に給付します。

## 5. 助成金受給者の条件

- (1) 研究助成金交付を受けようとするものは、次の各号に掲げる事項を記載した研究助成金交付願を理事長に提出して下さい。
  - (イ) 研究題目及び研究内容の概要
  - (ロ) 研究助成金の使途の概要
  - (ハ) 研究期間 (\*年\*月\*日~\*年\*月\*日)
  - (ニ) 研究歴 (若手研究者の推薦をお願い致します)
- (2) 助成に係る研究の内容に重要な変更を加えようとするときは、あらかじめ、理事長の承認を受けて下さい。(変更願の文書提出)
- (3) 助成研究団体等が次の各号の一つに該当するときは、理事長は、選考委員会の議を経て、研究助成金の交付の決定を取消し、又はすでに交付した研究助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることがあります。
  - (イ) この規定の定めに違反したとき。

- (ロ) 研究助成金の交付の条件に違反したとき。
- (ハ) 正当な理由がないのに助成に係る研究を行わず、又は中止したとき。
- (ニ) 研究助成金を他に流用し、その不正な行為をしたとき。
- (4) 助成研究団体等が、助成に係る研究を完成したときは、**その研究の完成後 1 ヶ月以内に当該研究の結果を報告**（報告書はA4版ワープロ書10頁内外）して下さい。又、助成金の使途について支出を証する証拠書類及び経理担当者の証明書（様式参照）を添付して下さい。又、研究の期間が2年以上の事業年度にわたる助成研究にあつては、前項の報告のほか、各事業年度終了後1ヶ月以内に、当該事業年度における研究の報告として理事長に報告して下さい。

## 6. 助成金の決定及び通知

助成金給付の決定は、選考委員会を経て、理事会が決定しその結果を7月上旬頃、書面をもって申請者に通知します。

選考審査にあたって、委員会において必要と認めた場合は、実施計画等について説明を求めることがあります。

## 7. 申請手続

### (1) 申請手続

所定の申請書に所属機関長の氏名、押印を添えて提出して下さい。

民間団体の場合は所属長の氏名、押印を添えて提出して下さい。

**\* 研究助成申請書及びコピー1部提出のこと。**

(2) 申請提出〆切期日      毎年5月15日

(3) 申請書提出先

|   |
|---|
| 060-0042 札幌市中央区大通西14丁目1番地 山田ビル内<br>公益財団法人 栗林育英学術財団 宛 (TEL 011-271-5224) |
|---|